

法人のまはり

No.18

広報 2020



公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内	1
令和2年度後期事業のご案内	
研修会	2
年末調整説明会	3
今治歴史散歩	4～5
税務署からのお知らせ	6～11
愛媛県からのお知らせ	12～13
今治市からのお知らせ	14～15

■表紙の写真

第8回 四国・今治地方観光写真コンテスト入賞作品
国立公園奨励賞：「溪谷の彩り」
撮影者：安野 孝
撮影地：鈍川温泉郷（玉川）
写真提供：公益社団法人今治地方観光協会

法人 いまばり 広報第18号（秋号）

令和2年10月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館 3F
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印刷 第一印刷株式会社

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

今治法人会は平成25年4月1日に新法による
公益社団法人となり、本年度は8年目を迎えました。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事務所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、80万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会連合会からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和2年3月末の会員数は1534社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1、公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2、共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう！

令和2年度後期の予定（順次ホームページでお知らせします <http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/imabari/>）
 ☆新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止の対策を講じた上で開催いたします

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。講師は今治税務署法人課税部門担当官の方です。

無料

本年度の開催日予定

令和2. 6. 4 (木)	中止
8. 4 (火)	終了
11. 4 (水)	
令和3. 1. 27 (水)	



〈経理担当者養成講座（初級）〉

経理（実務）担当者のための1日でマスター日常会計

経理（実務）担当者の日常業務及び決算業務の処理に必要不可欠な知識をわかりやすく解説していただきます。日常業務について、あらためて正確な知識を学びたい総務・経理・管理部門の皆様にも受講いただきたい内容です。

日時 11月11日（水） 13：30～16：30
 場所 今治商工会館 3階研修室（今治市旭町2-3-20）
 講師 税理士 嶋村和宏 氏
 定員 30名（先着順）
 受講料 会員：無料 非会員：¥8,000

〈新設法人研修会〉

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

日時 1月27日（水）
 15：30～16：30
 場所 今治商工会館 3階研修室
 （今治市旭町2-3-20）
 講師 今治税務署法人課税部門担当官

無料

〈経理担当者養成講座（中級）〉 11月予定

〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉 1月予定

*やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。
 *お問い合わせ 公益社団法人今治法人会（TEL 0898-31-8191）

今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご活用下さい

8月配布済

「わかりやすい！会社の決算・申告の実務」
 決算調整と申告実務の手引き



※今治法人会事務局に
 若干在庫あります

これからの配布予定

10月 「源泉所得税 実務のポイント」
 源泉徴収の仕組みや実務上よくある項目の解説
 「令和2年分からの新しい年末調整実務」
 年末調整実務に影響する主要改正事項
 「税務＆金融＆給付金ガイド」
 中小企業経営者のためのコロナ禍を生き抜くために
 1月 「会社役員のための確定申告」
 会社役員の確定申告や会社・役員間取引と税金についての解説

経営者・実務担当者の皆さん！

本年度も

「今治法人会の年末調整説明会」

を開催いたします。

年末調整事務等の疑問・質問…まとめて解決のお手伝いをします。

日時 令和2年11月5日（木） 9：30～11：00
11月6日（金） 9：30～11：00
11月6日（金） 13：30～15：00
3回開催いたします（内容は同じです）。

場所 今治商工会館 3階研修室（今治市旭町2-3-20）

講師 今治税務署担当官

定員 各回40名（先着順）

無料

※駐車場は各自で手配願います。

※同封の申込書にてお申し込み下さい。

お問い合わせは
公益社団法人今治法人会（TEL 0898-31-8191）

尚、例年説明会会場にてご紹介
しておりました

「年末調整のしかた」

（（一財）大蔵財務協会）を
販売する予定です。

（販売価格 2,000円）

【税務署からのお知らせ】

「令和2年分年末調整説明会開催中止のお知らせ」

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

税務署では、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施しておりました年末調整説明会の開催を中止させていただくことといたしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、年末調整に関する各種情報につきましては、国税庁ホームページに年末調整特集ページの掲載を行うこととしておりますので、そちらをご覧くださいませようお願いいたします。

お知らせ

今治税務署管内 児童・生徒の **税に関する作品展** を開催します。

日 時 11月11日（水）～17日（火）

場 所 イオンモール今治新都市 2階イオンホール

今治歴史散歩

大成経凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第28回は、今治市内に現存する二つの和式灯台に光を当てながら、設置背景にあった塩田史・海運史を歴史散歩したいと思います。

第28回 波止浜港・波方港^{とうみょうだい}の灯明台

●波止浜港の石造灯明台

波止浜の地に、伊予国最初の本格的な入浜塩田^{いりはま}が誕生するのは天和3（1683）年のことで、港町も同時に整備されました。逐次増築を重ねた塩田は、幕末頃には42軒^{けん}60余haの全国有数の規模となります。

高品質の塩産地で知られたことで、波止浜港は塩買船や煎熬^{せんごう}（釜焚き）燃料積載船らの寄港で賑わいました。ここに松山藩が出入船舶の監視で船番所を設置するのが元禄16（1703）年のことでした。寄港船籍は伊予国以外が多く、まさに外貨を稼ぐ伊予の小長崎、だったようです。

江戸後期になると、瀬戸内海沿岸に入浜塩田が増え、過剰生産による塩価の下落で産地は不況に苦しみます。この打開策として製塩技術の改良が進み、産地どうしの生産調整も図られました。



幕末頃の波止浜港を描いた絵馬（横田芳水画／龍神社所蔵）
※石造灯明台（左下）、円蔵寺境内（中央上）



波止浜港の石造灯明台（渡し場）
※篤志家の世話で、令和元年
12月から夜間点灯中

また、塩買船が安全に寄港できるよう、港湾整備に力を注ぐ産地もありました。

嘉永5（1852）年12月、松山藩は年来の塩田懸案事項を解決し、技術改良^{きんす}にともなう増産で功績のあった5名へ、金子の褒美を与えています。その5名は、大澤常右衛門以下、村山権次郎・長野助一郎・升屋友蔵・濱田屋長七ら波止浜の自治にたずさわる浜庄屋・町年寄らでした。

彼らの名は、嘉永2（1849）年10月に船番所前に建立された石造灯明台にも刻まれ、功労の一つが夜間寄港の安全に重要な灯明台の寄進だったことがうかがえます。当時、それが波止浜のランドマークタ

ワであったことを物語るように、龍神社所蔵の「波止浜龍神社遷宮祭礼絵馬」(慶応3(1867)年作/今治市指定文化財)にも描かれています。形状は花崗岩の切石を積み重ねた灯籠型で、現状の高さは約6mあります。銘文に刻まれた金毘羅大権現には、海上の航海安全祈願が込められています。

この灯明台の点灯期間は定かでなく、明治35(1902)年5月に円蔵寺前の海岸を埋め立てた際、現在地に移設されました。この費用は、升屋友蔵の子・八木亀三郎と濱田屋長七の孫・矢野嘉太郎の2人が工面します。埋立地には明治41(1908)年に大蔵省坂出地方専売局波止浜出張所の庁舎・塩収納倉庫が設けられ、地続きとなった大浦地区には塩田を1軒廃止して波止浜船渠(現、株新来島波止浜どっく)が設けられました。

●波方港の煉瓦造灯明台

波方地域で海運業が盛んになるのは、明治後期以降のことです。同地域最初の船主同業者組合「波方廻船組合」(現、波方船舶協同組合)の設立が明治30(1897)年3月のことで、これは前年12月に築造した港防波堤が契機となっています。

明治38(1905)年に塩専売法が施行されると、国内塩業保護の目的で全国の塩田整理が進みます。この結果、生産性の高い瀬戸内海に塩田が集中し、その面積は国内の9割を占めるようになります。当時、塩田で用いる煎熬燃料は石炭でした。この時流に乗り、波方船主の石炭船挑戦が増えたようです。『波方海運史』によると、明治44(1911)年の波方廻船組合加入の石炭船は25隻ほど(すべて木造帆船、60～170t)あり、当時は山口県宇部が主な石炭の積み地だったようです。

波方廻船組合では、大正2(1913)年に波方港防波堤の増築工事を行います。これと連動した航路標識の設置計画もあったようです。明治45(1912)年4月24日付の海南新聞などによると、波方港沖の岩礁(年越磯か)の座礁事故防止で、船主40名の篤志による灯台建設計画が持ち上がっています。一間(約1.8m)の台石の上に一間半の煉瓦を積み上げ、これを同磯へ設置するというものでした。

しかしどういうわけか、これが玉生八幡神社前の海岸に設置されることになりました。古老によれば、「波方船主が同社境内の金刀比羅宮へ献灯したもので、昭和初年の海図には航路標識として記されていた」と。も



玉生八幡神社の煉瓦造灯明台
(もとは境内外の海岸にあった)

とは砂浜の上にはありましたが、昭和30年代のフェリー桟橋の工事で台石は地中に隠れました。さらに平成17(2005)年の県道拡幅工事で神社境内へ移設され、このとき花崗岩の台石が出現しました。

大正2～3年に築かれた同社玉垣には、船主名・船名を刻むものが多く確認できます。灯明台も同時期の建立と思われ、赤煉瓦であるのは、本来は岩礁に設置する私設の灯標であったからでしょう。この灯明台設置から間もなくして、大正4(1914)年に波方船主らは組合名を「波方帆船組合」(31隻)に改称しています。



大正3年の船主寄進玉垣(玉生八幡神社境内)

法人の方へ

ネットが便利

申告・納税 e-Tax



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

法人税等の申告データを円滑に提出できる環境整備

法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、令和2年4月からは、以下のような環境整備を実施し、利便性の向上を図っています。

- 財務諸表のデータ形式が柔軟化されCSV形式での提出が可能となります。
- 財務諸表をe-Taxにより法人税申告と提出した場合は、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要となります。
- 連結親法人がe-Taxにより連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合は、連結子法人は提出が不要となります。

平成30年4月以降実施した上記以外の施策は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
でご確認ください。

なお、各種施策は、e-Taxを利用する法人の皆様の利用が可能です。

令和2年4月から大法人の電子申告が義務化

令和2年4月以後開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円を超えるなどの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告は、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てについて電子申告する必要があります（以下「大法人の電子申告義務化」といいます。）。

対象手続は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書となります。

また、大法人の電子申告義務化の対象となる場合は、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を対象となる事業年度（課税期間）の開始の日から1月以内に所轄税務署に提出する必要があります。

e-Taxのメリット

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続を
することができます。
- 2 データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の
効率化、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
(e-Tax : 370円 書面 : 400円)



納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。
特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続に便利です。

- ① ダイレクト納付
- ② インターネットバンキングなどによる納付



e-Taxのセキュリティ対策

e-Taxで送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心して申告などの手続きを行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
- ▶ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 所得税等の確定申告期間中は、原則として24時間（休祝日を含みます。）となります。
※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報をe-Tax ホームページでご確認ください。



お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** （全国一律市内通話料金）

- ▶ 月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

- マイナンバーカードに係る IC カードリーダーの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

- ▶ 月曜日～金曜日 9時30分～20時 （音声ガイダンスに従って1番を選択してください。）
- ▶ 土日祝 9時30分～17時30分

- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄の税務署へお問合せください。

なお、最寄の税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。
なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。



詳しくは、**e-Tax ホームページ** を <https://www.e-tax.nta.go.jp> **をご覧ください。**

🔍 イータックス

検索 🔍





国税の納付は、**簡単・便利な** 国税庁

ダイレクト納付 をご利用ください

ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます！
⇒ **電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
⇒ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます！
(次頁「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より 新たな納付 方法のご案内

- 2019年10月から「地方税共通納税システム」が開始しています。
個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ(www.eltax.jp)をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別々に必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには



ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。



e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようにご注意ください。



ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」にご利用になられる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

例 定期的に均等額を納付する場合



その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくは e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌振替日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある疑問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご確認ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご疑問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL 0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



個人の方へ

パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス



税務署に行く手間がかかりません！



確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告



確定申告書作成コーナーの
利用率
2人に1人以上が利用

確定申告書作成コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2

申告書を作成



画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



郵便・パソコン・
スマートフォンなどから申請でき、
無料で取得できます。

② ICカードリーダー または マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカードの取得方法は「マイナンバーカード総合サイト」でご確認ください。

マイナンバーカード 取得方法

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。

お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。



マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）

- マイナンバーカードをお持ちの方は

番号確認と身元確認が1枚でできます。



- マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 通知カード※1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載があるものに限り。）
などのうちいずれか1つ※2

+

身元確認書類

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
- などのうちいずれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』
を活用して、自宅などから
申告ができます。



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的
身分証明書として使用できます。



○ マイナポイントがもらえる

（令和2年9月～令和3年3月）

選択したキャッシュレス決済サービスで
2万円のチャージまたは買い物をすると
上限5,000円分のマイナポイントが
もらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで
申請でき、無料で取得できます。



スマホによる
申請は
こちらから！



新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

- ※ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する地方税を対象としています
- ※ 無担保で延滞金もかかりません

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最大1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

★ 以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している方
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難である方

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

★ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、自動車税種別割、地方法人二税、個人事業税など（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

申請手続きなど

- ★ 法定納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- ★ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。
- ★ 郵送やお電話での申請も可能ですので、各担当窓口にご相談ください。
- ★ eLTAXによる電子申請も利用できます。

【県税に係るお問合せ先】

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
東予地方局税務管理課	〒793-8516	西条市喜多川796番地1	(代) 0897-56-1300
今治支局税務室	〒794-8502	今治市旭町1丁目4番地9	(代) 0898-23-2500
中予地方局税務管理課	〒790-8502	松山市北持田町132番地	089-909-8753
南予地方局税務課	〒798-8511	宇和島市天神町7番1号	(代) 0895-22-5211
八幡浜支局税務室	〒796-0048	八幡浜市北浜1丁目3番37号	(代) 0894-22-4111

【市町村税に係るお問合せ先】

- ★ お住まいになられる市町村税務担当窓口にお問い合わせください。

Q：申請にあたり、申請書以外にどのような書類の提出が必要ですか？

- 今回の徴収の猶予（特例）の申請にあたり、申請書のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納付、又は納入を行うことが困難であることを示す書類等を提出していただく必要があります。
- 収入や現預金等を確認させていただく書類としては、売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピー等が例に挙げられます。
- これらの提出が困難な場合は、口頭により確認させていただく場合もありますが、可能な限り書類の提出をお願いします。

Q：申請手続きはいつまでに行えばよいのですか？

- 法定納期限（納期限が延長された場合は、延長後の期限）までに申請が必要です。
- 今回の申請については、期限内の申請が原則となりますが、ご本人が、新型コロナウイルス感染症に罹患したなどのやむを得ない理由がある場合には、担当者に相談してください。

Q：事業等に係る収入とはどのような収入ですか？

- 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指しています。
- ただし、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q：口座振替で納税しているのですが、徴収猶予を申請したいのですが、どうすればよいですか？

- 口座振替の停止については、申請者の方と金融機関等との調整が必要となりますので、担当者と事前に相談を行ってください。

Q：混雑を避けるため、電話での相談及び郵送による申請は可能ですか？

- 電話での相談やeLTAX、郵送による申請も可能です。ただし、申請書の不備等を避けるため、事前に担当者にご相談ください。

Q：徴収の猶予期間中の分割納付は可能ですか？

- 徴収の猶予期間内において途中での納付や分割納付を行うことができますので、担当者にご相談ください。

詳しくは、最寄りの地方局・支局税務担当課、各市町税務担当課にご相談ください。

今治市法人市民税について

法人市民税の内訳

法人市民税には法人税割と均等割があります。

法人市民税額

=

法人税割額

+

均等割額

法人市民税の税率

* 法人税割

平成28年度税制改正により法人税割の税率が変更になります。

8.4% → 令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

注：（令和元年9月30日以前に開始する事業年度については、従前の12.1%です）

* 均等割

法人等の区分

資本金等の金額	年 額	
	市内従業者数	税率（制限税率）
50億円を超える法人等	50人超	9号法人 3,600,000
	50人以下	7号法人 492,000
10億円を超え50億円以下の法人等	50人超	8号法人 2,100,000
	50人以下	7号法人 492,000
1億円を超え10億円以下の法人等	50人超	6号法人 480,000
	50人以下	5号法人 192,000
1千万円を超え1億円以下の法人等	50人超	4号法人 180,000
	50人以下	3号法人 156,000
1千万円以下の法人等	50人超	2号法人 144,000
	50人以下	1号法人 60,000

納税義務者について

法人市民税の区分

納税義務がある法人等		法人市民税の区分	
		均等割	法人税割
ア	市内に事務所又は事業所がある法人	課税	課税
イ	市内に事務所等はないが、寮等のみがある法人	課税	非課税
ウ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等や法人でない社団等で収益事業を行うもの	課税	課税
エ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等で収益事業を行わないもの	課税	非課税

法人の設立・設置・異動等に関する届出について

【法人設立（設置）届】・・・市内に法人等を設立（設置）した場合に提出してください。

提出期限・・・異動から2か月以内

添付書類・・・登記簿謄本・定款（添付書類はコピー可）

【法人等の異動届出書】・・・法人等に変更事項があった場合に提出してください。

提出期限・・・異動から2か月以内

添付書類（添付書類はコピー可）

本店所在地・商号・代表者等の変更や解散・清算など登記事項を変更したとき	登記簿謄本
事業年度を変更したとき	定款又は総会議事録
合併したとき	登記簿謄本・合併契約書
連結納税の承認又は取消のあったとき	承認通知書・税務署への届出書のコピー・グループ一覧表・グループ関係図、又は取消通知書

エルタックスでの申告について

エルタックス利用環境について

- * 8時30分から24時までご利用いただけます。（土日祝日、年末年始を除く）
- * 利用届出（新規）を提出後、利用者IDと仮暗証番号を用いて、直ちに電子申告を利用できます。詳細については、エルタックスのHP（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

問合せ先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所市民税課 ☎ 0898-36-1510 FAX 0898-32-5211(代)

Eメール siminzei@imabari-city.jp



県内で一斉に自転車関連イベントが開催され、多くの人が自転車に親しみ、サイクリングを楽しむ日です。
 詳細は、「愛媛サイクリングの日 特設サイト」をご覧ください。

愛媛サイクリングの日

検索



コロナ禍での
サイクリングマナー

**SAFETY
CYCLING**

**ヘルス
HEALTH**

体調を見ながら無理せずに

**ガード
GUARD**

飛沫防止対策を

**ミニマム
MINIMUM**

できるだけ少人数で

**クリーン
CLEAN**

こまめに消毒・手洗いを

**キープ
KEEP**

2台分の車間距離で

交通ルールを遵守し、ヘルメットを着用のうえ
 「シェア・ザ・ロード」の思いやりをもって、サイクリングを楽しみましょう。